

成年後見とは、本人の意志決定の相談にのったり、意志を表明できるよう支援するもので、家族を意思決定の代理人にする制度ではないという事です。

成年後見制度には、成年後見人等の選任方法により次の2つに分けられます。

**法定後見** 家庭裁判所が成年後見人等を選任するもので、法定後見には次の3つ種類があります。

- ・後見：判断能力を著しく欠く方を対象とした類型
- ・補佐：判断能力が著しく不十分な方を対象とした類型
- ・補助：判断能力が不十分な方を対象とした類型

**任意後見** 本人が成年後見人等を選任して任意代理契約を公正証書で作成し、家庭裁判所に任意後見監督人を選任してもらうものです。

前川様のお話では、就労能力があっても浪費が多い方に対しては後見類型がよいという事でした。



実際に法定後見を利用するためには、次のような流れで進めていくことになります。

①申立・・・申立書を作成し、書類を本人の住所地を管轄する家庭裁判所に提出します。

本人、配偶者、4親等以内の親族、親族が不在の場合は市町村長が申立を行います。申立に要する費用は1万円程度になり、本人負担ということです。

②鑑定・・・必要に応じて、本人の判断能力について医師が鑑定を行います。鑑定が必要となった場合の費用は5万円から10万円程度が必要となりますが、知的障がい者の場合は、療育手帳から判断される場合が多いとの事で、鑑定までに至ることはほとんど無いそうです。

③調査・審問・・・家庭裁判所の調査官により、申立人に対してと後見人等候補者(親族、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、市民後見人など)に対しての調査と審問(面談)があります。

④審判・・・家庭裁判所が後見等の開始の審判をし、類型の決定や成年後見人等を選任します。

⑤登記・・・審判の結果については法務局に登録され、登記が済みしだい、後見が開始されます。

次に、後見人の役割のお話があり、財産管理と身上監護があるという事をお話しされました。

**財産管理** 本人に代わって財産の管理(処分)を行います。内容としては日常生活の金銭管理から重要財産の処分までになります。

**身上監護** 本人が安心して安全な生活がおくれるように契約の締結(解除)などを行います。身上監護といっても法律行為によるもので、後見人が本人の介護や看護をすることではありません。

これらの事を1人の後見人が担う場合もあり、2人の後見人で役割分担する場合もあるようです。

後見人の責務としては1年に1回、家庭裁判所に対して事務報告を行ったうえで、事務費や報酬を本人から受領することになります。報酬の標準としては月2万円位とのことでした。親族が後見人等の場合には報酬については辞退される事が多いというのが実態とのことでした。ただし、市民後見人については、事務費は受領することが出来ますが、報酬はありません。

ポイントとしては、本人の収入や財産によって、どのような方に後見人等の候補者になってもらうかについては、色々な相談機関と相談して決めると良いとお話しされていました。

親族が後見人等になっている場合、特に注意を要する点として「相続」があります。

相続に関しては、本人と後見人等である親族自身との財産問題に関わることになるので、この場合は特別代理人として第三者である司法書士等に一時的に後見人等になってもらうことになります。

障がい者本人に相続放棄をさせるため、銀行等の書類に本人になりすまして署名や押印をすることは私文書偽造罪になるというお話しもありました。

今回の勉強会でのお話を聞き、我が家でも息子の後見について真剣に考えなければならぬと思いました。周りの後見人をされているお母さん方に聞きますと、きっかけはご主人さんがお亡くなりになられてから後見をされているとの事です。

実務的には金銭出納帳への記入、領収書の保管、家庭裁判所への報告書作成と聞いているだけで大変なようですが、本人の僅かな年金から2万円の報酬をお支払して専門職の後見人に依頼するのも・・・と考えてしまいます。